

# 令和3年2月市議会定例会一般質問通告全文

3月10日(水)

★通告順位	1-1	鈴木 長馬
★件名		ゼロカーボンシティに向けての取り組みは

地球温暖化による被害は、人的被害だけでなく、気温上昇の他に海面の上昇、熱波や干ばつ、大雨やそれによる洪水などの気候変動を引き起こすほか、地球上の動植物などの生態系にも影響を及ぼし、農作物についても作物の収穫が減るだけでなく、生物の多様性が減少し、あるいは絶滅してしまう動植物も出てくると想定される。

近年、台風が大型化し、また豪雨が頻発しており、それらによる被害も甚大である。将来は、水不足、あるいは海面上昇により生活ができなくなる地域も世界的に見れば予測される。

そのような状況のなか、2020年10月26日第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。それを受けて、環境省は、温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにするという政府目標の根拠を明確にし、実効性や継続性を高めるため、方針として、「50年CO2実質ゼロ」を法律に明記することとし、来年度の通常国会で審議される見込みとのことである。法律に位置付けることで、脱炭素社会実現への強い意志を明確にしたい狙いがあるとみられ、都道府県においても大部分が表明しており、県内の市町においては静岡市、浜松市、富士宮市、藤枝市、御殿場市、御前崎市の6市が表明している。

このような状況において、牧之原市も2021年1月8日に、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量をゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を宣言した。牧之原市はこれまでも牧之原市地球温暖化対策実行計画(平成29年3月策定)等により、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してきた結果、令和2年11月現在で、市内一般世帯の使用電力量の2.4倍の発電量を実現しており、今回の宣言を通じてこれらの取り組みを更に加速させるとともに、引き続き市民、事業者の皆さんと協働し、再生可能エネルギーの導入促進、ごみ減量化をはじめとする温暖化対策の普及、啓発を進めるとの内容であった。

2050年までのゼロカーボンの達成に向けた、牧之原市、事業者、市民の皆さんの取り組み等について、以下の点について伺う。

- 1 牧之原市の今までの取り組み、また市民、事業者の取り組みは。
- 2 ゼロカーボン達成する短期、中期、長期の目標は。また、それを達成するための今後の取り組みは。
- 3 ゼロカーボンシティの達成とはどこの時点か。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	濱崎 一輝
★件名		住育と住環境整備について

2006年に、国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国や地方公共団体等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定め、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした「住生活基本法」が制定された。

この法律の中の第7条第3項では、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない」と国民への住教育を課題としてあげている。

良質な住宅ストックや既存住宅の活用、快適な居住環境が今後も形成されていくためにも、国民への住教育は各年代のライフステージごとに行っていく必要がある。

中でも子どもへの住教育は、今後の住生活の価値観を育んでいく上でとても重要であり、義務教育課程の小中学校においての役割はかなり大きくなっている。

「住教育」を語る上で同時に学ぶべきなのが「住環境教育」である。

住教育はどちらかと言うと、「家」「家庭教育」「住居学」などのイメージが多いのに対して、住環境教育は「自然保護」「環境保全」といった人が住む周辺環境について学ぶ教育であることから、この2つの教育を共に学ぶ必要がある。

これら2つの「住」に関する教育は、学校では家庭科や技術、社会科・理科・保健・美術・道徳など、関連する教科の中から学ぶことがあると思うが、それだけでは不十分であると考えられる。

今の時代は昔と違い、多種多様なライフスタイルにより住まい方や家族の形が異なり、同時に日々進化し次々に新しいものが家庭に入り込んでくる。その一方で、家庭内での事故は依然として堪えない。

子どものうちからライフステージに対応した住居と住環境について学習し、理想の住まいとは何かを将来選択できるように指導していくことはとても大事なことである。

次に、住環境と管理放棄地対策についてである。

日本全国で管理放棄地が年々増加し、人々の暮らしに様々な影響を及ぼしている。

管理放棄地には、適切に管理されていない耕作放棄地や森林、所有者が不明な住宅や土地、荒廃農地、加えて空き家や空き地などがある。

これらの管理放棄地が増加していくことで、周辺の営農環境の低下や風景・景観の悪化、土砂崩壊等災害の発生、ゴミなどの不法投棄等を誘発、火災の発生の誘発、防災や防犯機能の低下などが懸念されており、この状況は市内においても同様であると考えられる。

それぞれの管理放棄地に増加していく原因があるが、耕作放棄地については、農業従事者の高齢化や農業従事者不足、農産物価格の低下で利益が出ない、鳥獣被害や台風などの自然災害などによる農作物被害などがある。

放置された森林についてはその多くが人工林であり、安価な外国材の流入による木材価格の下落による林業従事者の減少が大半を占めている。

手付かずのまま放置された森林は、日照条件が悪く地に根が張らず土がやせていき、大雨や台風時に水を吸いきれずに土砂災害を起こしたり、枯れた倒木は道路に倒れこんだり、土砂と共に河川へ流されてしまうことなどが問題となっている。

空き家については、子供の成長に伴う若者の都市部などへの流出後、高齢者世帯の自然減などによりそのまま放置されるもの。家族の減少により住み替えをするも、経年劣化した住宅のためなかなか売却ができずに放置されるケースなどがある。

また、管理されずに放置された空き家は、庭の草木が伸び放題となり、害虫や白蟻の発生、害獣の住み家、建物崩壊による近隣への迷惑、不法投棄や放火など防犯上の問題などを抱えている。

次に、住環境整備についてである。

住生活基本法の制定に伴い、住生活基本計画が国と県に義務化され向こう 10 年間の住宅政策をおおむね5年毎に見直ししている。

ちょうど現行計画が2020年度で期限を迎えるため、2021年度から10年間の新たな計画が年度内に決定される見通しとなっている。

この住生活基本計画は市町村では義務化されておらず、代わりに総合計画が義務化されている。この住生活基本計画がない市町村では、住宅政策は総合計画や都市計画マスタープラン、公営住宅長寿命化計画などに盛り込まれている。

しかし、住宅政策は多岐に渡るため、これらの対応では既存住宅取得に関する情報管理や特に配慮を要する人の住宅セーフティネットなど、網羅されていない政策が多くあり、漏れが生じてくる。

実務的には、担当する部課の政策に組み込まれているという場合もあるが、市民目線から見ればとても分かりづらくなっている。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 住教育及び住環境教育について

- (1) 義務教育課程における市の住教育及び住環境教育の取り組みについて伺う
- (2) 子どもの頃の住教育及び住環境教育での学びや体験学習は、環境保全への配慮、将来の居住地や職業選択などにも大きな影響を与えることになるかと考えるがいかがか。

## 2 住環境と管理放棄地対策について

- (1) 市の管理放棄地（農地・森林・空き家・空き地等）の現況について伺う。
- (2) 管理されていない森林や耕作放棄地と荒廃農地等について、これらを放置しておくことで市民の住環境に様々な影響を与えることになるが、どのような対策を考えているのか伺う。
- (3) 若者の都市部への流出や少子高齢化が進むことで、今後益々空き家が増えていくことが予測されるが、どのような対策を考えているのか伺う。

## 3 住環境整備について

市の自然や歴史、文化などの特性に応じた住環境整備や、住生活を巡る様々な課

題など住宅政策全般を盛り込んだ、市の住生活基本計画の策定が必要と感ずるがいかかか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	大石 和央
★件名		地方制度調査会答申と地方自治について

第32次地方制度調査会は昨年6月に、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を公表した。同調査会は平成30年7月に内閣総理大臣から諮問を受け調査審議してきた。

その答申の主なものとして、新型コロナウイルス感染症リスクなど新たに顕在化した課題も取り上げ、自治体の自主的な広域連携の取り組みや地方行政のデジタル化推進などを提言している。同調査会委員は学識経験者や国会議員のほか、地方六団体の全国首長・議会議長会の会長もメンバーでありながら、基礎自治体レベルで議論した上でのものではない。私は答申には拙速感があり、これに基づく今後の地方自治にどのような変化があるのか看過できない。そこで以下質問する。

### 1 しずおか中部連携中枢都市圏について

- (1) 総務省が推進する定住自立圏・連携中枢都市圏の形成において、5市2町ではしずおか中部連携中枢都市圏ビジョンに基づき事業(全体で51事業)を行ってきたが、これまでの成果・評価、また課題について伺う。
- (2) 今後の広域連携の展開・構想はどのようなものか。また何を期待するか。

### 2 第32次地方制度調査会答申について

- (1) 連携中枢都市圏での連携計画・施策策定での民間企業の積極的な参画を提案しているが、これについての考え方を伺う。
- (2) 目指すべき地方行政の姿の項に「地域の未来予測」とある。すなわち「各市町村が行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にして『地域の未来予測』として整理する。これを都道府県が地域の変化・課題の見通しについて市町村と共有し、国が『地域の未来予測』の整理のために必要となるデータについて情報提供を行う必要がある。」としている。そもそも地域の未来像を議論するために材料となる重要な将来推計のデータを基礎自治体で作成できるのか。結局は国から都道府県から連携中枢都市圏が関与することになり、市町村とは垂直的な関係となることで地方分権の流れに逆行しないか。

### 3 デジタル化について

- (1) 市では新年度からデジタル推進課を創設する。国のデジタル化に対応することや業務の効率化、申請のワンストップサービスなど市民サービスの向上につながるとしている。しかしデジタル化による効率化と個人情報保護を含む基本的人権とは時として背反するが、デジタル化の推進をどこまでするのか。

- (2) 地方制度調査会答申では、「地方行政のデジタル化は、住民が迅速かつ正確で効率的な行政サービスを受用するために不可欠な手段である。また追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル技術の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえれば、地方行政のデジタル化について、組織や地域の枠を越えた連携を様々な形で推進することが求められており、国の果たすべき役割は重要性を増している。」また一方で「地方公共団体の事務処理は、画一性よりも自立性や多様性をより尊重し、地域の実情に応じた行政サービスの提供が進められている。」としている。これらの整合をどのように図るのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	植田 博巳
★件名		食品ロス削減と食の困窮者支援について

まだ食べられるのに捨てられる食品ロスは、全国で年間612万トン(平成29年度推計)と推計され、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成30年で年間約390万トン)の1.6倍に相当し、国民一人が毎日おにぎり1個分を捨てていることになる。

このような背景から、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月に公布、10月から施行され、国、地方公共団体の責務や事業者、消費者の取り組みが示された。

一方で、日本は、OECD諸国の平均に比べ「相対貧困率」(国民全体の所得の中央値に対してその半分に満たない所得の世帯人数の割合)が高く、平成28年度調査によると貧困世帯で暮らす17歳以下の子供は全国で280万人余りに上り、子供7人に1人となっている。また、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮する世帯が増加しているものと推測され、食生活への支援を求める世帯も増加している。

この食品ロス問題と貧困問題を「困ったときはお互い様」「もったいないをありがとくに」変える取り組みとして、まだ安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス、販売期限などの理由で廃棄される食品を食品製造業者、小売店、飲食店、一般家庭から譲り受け、福祉施設や生活困窮世帯へ無償提供を行う活動を「フードバンク」(静岡県では「フードバンクふじのくに」)で行っている。この活動には、地域住民や行政との連携が不可欠であり、フードバンクだけでは、生活に困っている人の支援はできない。

「フードバンクふじのくに」によると、静岡県や牧之原市などでは「フードドライブ」を市役所やスーパーで実施しており、これらの取り組みが全国の自治体を変えたと聞いている。これからもこの取り組みを推進することが、食品ロス削減と食に困っている人の問題解決となる。

これは、食品関連企業にとっては、社会貢献、廃棄コストの削減、脱炭素、企業の社会的責任の活動になり、食に困窮している方にとっては、健康な食事の確保、食費以外の生活費の捻出、社会からの孤立回避の効果につながり、国連が定めた、全ての国々の「だれ一人残さない」という理念の持続可能な開発目標「SDGs」の課題解決に大きく前進するものと思っている。

このことから、次のとおり伺う。

1 第3次食育推進計画について

- (1) 食育推進について進めているが、食に困っている世帯の実態はどのようになっているか。また、子どもや高齢者についての実態は。
- (2) 困っているが声を出さない、出せない、また、コロナ禍で困っている市民や外国人への啓発などはどの様にしているのか。

2 食品ロスの削減について

当市において、まだ安全に食べられるのに廃棄されている食品はどのくらいあるのか。また、食品ロス削減の施策「食品ロス削減推進計画」は。

3 フードバンクなどの活動について

フードバンクの活動には、食品企業の外、一般家庭からの提供を呼び掛けており、「食べ物を集める運動」「フードドライブ」はフードバンク団体が行政窓口や公共施設、社会福祉協議会などに食品回収ボックスを設置し、回収しているがこれらの団体への活動支援や連携強化は。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	平口 朋彦
★件名		市行政および市教育行政における人権意識、また校則等について課題を提起する

世界経済フォーラムが発表している「ジェンダー・ギャップ指数」のランキングによると2020年の我が国は153か国中、過去最低の121位であった。また社会心理学の見地から各国の文化的差異を6つの次元に整理した別の調査によれば、「男らしさ(女らしさ)を求める傾向の強さ」において日本は53か国中ダントツの1位である。この指標が示す「男性らしい社会」では、社会生活を行う上で男女の性別役割がはっきりと分かれる傾向が強まり、労働にも明確な区別が生まれ、自身の意見を積極的に主張するような仕事は男性に与えられる。我が国では、あらゆる部分社会において実権を握る男性が社会的性差のあることを認識できない、あるいは違和感を持たない「きわめて強いジェンダーバイアスに囚われている」という指摘は、データを示されるまでもなく正鵠を射ていると言わざるを得ない。そんな中、牧之原市は『日本一女性に優しいまち』を目指し、今定例会に上程された当初予算案にも関連事業が盛り込まれている。これは何も『女性に対し特別的権限』を付与するといった意図ではなく、前提として「現代においてなおも続く女性の不自由さを打破し、《性別役割の重なり合い》を目指した男性型社会からの脱却」をわかりやすく言語化したものであると評価し、大いに期待をしているところである。そこで今回は市行政における男女平等や以前も取り上げたLGBTへの対応等の人権意識についてお聞きをする。またこういった人権意識について視座を高めるためには、教育現場による取り組みが必要不可欠である。言うまでもなく政治に携わるものによって毎年のように生み出される新たな法律や条例

等は私人の権限を抑制するものも多く、その制定には常に慎重さが求められるとともに必要にして最低限のものであるべきで、その立法については十分な合理性や妥当性に基づくものでなければならない。それは公立学校における校則についても同様であろう。憲法が保障する幸福追求権から導出される新たな人権の1つに自己決定権があると言われている。学校の管理運営、児童生徒に対する指導の円滑化、平準化を図る上で、一定の規律を保つためルール必要性は認めるが、秩序を乱す相当程度の蓋然性や、なんら合理的な理由が認められないような前時代的「校則」は子どもたちの人権意識を著しく損ないかねないとも危惧する。ジェンダーレスについての取り組みや校則等の課題、問題についてお聞きをする。

## 1 市長部局における現状および取り組みについて

- (1) 市役所の組織体制における役職、職級等の男女格差について、現状をどのように把握しているか。またその要因や今後の是正策は。
- (2) 「日本一女性にやさしいまちを目指す」取り組みの一環として、次年度は「男性の育児休暇取得施策の検討」を挙げているが、検討方法や手順などの具体的な枠組みは決まっているのか。また現時点でのアイデアがあればお示しいただきたい。
- (3) 平成30年3月7日の一般質問においてLGBT等への対応についてお聞きした際、配慮の重要性について見解を示されたが、同性カップル公認制度等の先進的な取り組みについては他市町の動向を注視し調査研究をしていくとの答弁であった。その数か月後に、国会議員が月刊誌に寄稿した「生産性がない」との表現が「優性思想ではないか」との批判を招き国中をも巻き込んだ議論へと発展。新聞等にも関連記事が掲載されることも増えた。わが市の現在の調査研究状況は。

## 2 中学校の制服について

以前、小学校の体操服に関して男女児童別の色違いがあることについてお聞きして以降、段階的に学校カラーへ統一することで性差による違いがなくなったと解しているが、中学校の制服に関してズボンやスカートを選べる等、検討すべきではないかと思うがいかがか。今や全国的にも男女で制服を分けないのが標準である。学校再編計画に対する市民の関心度や注目度を増すためにも議論するタイミングとしては適していると思われるが。

## 3 校則等、学校内における各種ルールについて

- (1) 市教委が考える校則の意義、適用範囲、必要性は。またどのような校則が望ましいと考えるか。同時に「中学生らしさ」という曖昧ともとれる表現について、「らしさ」の基準を判断するのは誰であるのか。もし一般論とするのであれば、メタアナリシスもしくはランダム化比較試験レベルのエビデンスをご提示いただきたい。
- (2) 校則について人権面で問題があったり、過度または過剰ともとれる制限をし

ているものはないか。また養育者等からの批判的な意見などは把握しているか。特に「ツブブロック」、「ポニーテール」を禁止する理由と「アイプチ」を規制しようとする意図をお聞きする。

- (3) 校則等（心得やハンドブック）内に改定に係る規定は盛り込まれていないと認識をするが、改定の方法や改定権者は誰か。校則等のルールは児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましいと思われるがいかかか。

(質問方式：一問一答)

3月11日(木)

★通告順位	6-1	吉田 富士雄
★件名		市の計画 庁舎・学校・高台開発の進行に向けて

第2次総合計画に基づいて、庁舎の統合や学校の統合などの公共施設マネジメント計画、高台開発などが進められてきた。その中で、庁舎の問題については、安全性を重視して、巨大地震による津波浸水の恐れが低い場所での計画が望ましいと考える。そして、庁舎の高台移転も今後は検討するとも言っていたが、未だに庁舎統合の計画はなく、今までどおり両庁舎を継続して、長寿命化を図るために4年ごとのスパンで保全を計画しているが、耐用年数の期限も考慮しなくてはならない。今後、数10年内には高台への建て替えが必要になる。また、150号バイパスの計画も同時進行し、立て替える庁舎周辺の土地利用、発展、活性化を考える必要がある。

次に、学校の件だが、今、学校再編計画が進められているが、その中で、この事業を進めていくのに、策定委員会が設置され検討されている。それは市内に小、中一貫校を目標とした計画で10年後を計画している。今後10年後には、校舎をどこの地区に建てるのがいいかといった議論や、今後、少子化と校舎の老朽化が進むことで建て替えの際には、小、中一貫校にといった議論が中心である。この策定委員会で、議論されない統合後に残された校舎その敷地の活用なども非常に大事な件である。

旧片浜小学校の統合時に、残された校舎の活用や運動場など膨大な敷地の扱いを区民に回答がないまま統合に至ったことは、今後あってはならないことであり、現在、示されている計画は、市にある小学校2校、中学校2校にする再編計画であり、統合後の敷地や空いた校舎のことも再編計画の中に取り込む必要がある。統合問題や子供のこと、市民の合意形成の議論ばかり前に進み、今ある学校は地域コミュニティの中心であることが忘れられているのでは。私が言いたいことは、統合後の校舎、運動場は、どのような地域住民の場となるのか心配である。そして、牧之原小、中学校の件であるが、インター北側開発といった大きな計画が進みつつある。

市長からも、令和3年度の施政方針で、「富士山型ネットワークの構築」について、高台プロジェクトについて述べている。牧之原インター北側開発を進めていく中で「地域産業の振興、雇用の場の確保、移住、定住人口の拡大」といった「まちづくり」を進めていくと述べている。このようなことで、牧之原小、中学校は絶対に必要となる。このことは同時進行を進める中で、今は少人数ではあるが、将来性のある地域で津波や川による水害もない台地は県内に多くはないと思う。

牧之原市にとっても重要な地区である発展が見込まれる。このようなことで、牧之原小、中学校の維持は重要課題として取り組んでいただきたい。

そこで、以下について伺う

- 1 今、検討されている「公共施設マネジメント基本計画」では、4年間で1スパンとし40年後を見据えた計画とされているが、安全面を考えた庁舎移転についての市の考えを伺う。
- 2 再編後の牧之原市の小中学校の校舎や敷地をどのように活用していくのか伺う。
- 3 インター北側を除く高台全般の開発について市長の考えを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	7-1	藤野 守
★件名		生活保護制度について

今日の日本で貧困と不平等が拡大していることは各種の統計や調査で明らかとなっている。これは新自由主義を基本とする社会において多くの場面で表れている。政府も社会の階層格差を生むと考えられる「自助」を強調している。そして昨年来の新型コロナウイルスの広がりもあって基本的な生活面で困難に陥る者が見られる。

このような中、厚生労働省は生活保護申請について「生活保護をためらうことなく申請してもらいたい」として、必要な人は生活保護の利用を相談するようにホームページにおいてもその旨が記載されることとなった。そもそも生活保護法は第1条の目的で、この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」等の理念に基づき国の責任を前面におしだしている。さらに生活保護制度は「最低生活保障」を、生活保護法第3条では「健康で文化的」に暮らせる必要を明記している。また、これは単に最低限の生活ができれば良しとはしていない。

以上を踏まえて牧之原市の生活保護と一部分では生活困窮者自立支援についても伺う。

- 1 生活保護世帯の現状について
  - (1) 近隣の市町である菊川市、御前崎市いわゆる類似団体と比較し、当市の生活保護の世帯数、人数はいかがか伺う。
  - (2) 令和元年度及び2年度に受付の件数、相談があったが申請に至らなかった件数はどの程度あったか。
- 2 生活保護制度への取組について
  - (1) 政府、厚労省からの「ためらわずに生活保護の相談をするように」との国の指示は牧之原市へどのような形で示されたか。また、それに対し牧之原市はどのような対応をしたか。例えば窓口や関連部署の職員に対しての指示、研修等

はされたか伺う。

- (2) 親族照会（扶養照会）について市ではどのような基準に基づいて行っているか。牧之原市の運用基準を示されたい。また、今後の方針について伺う。
- (3) 生活保護の申請者は相談、申請に当たって従来ためらうことが多かったと考えられる。これは「家族、親類に知られたくない」という理由で申請をあきらめる要因の一つになってきた。この扶養照会に関し、従来対応、今後の対応方法について伺う。また、利用する生活困窮者にとってどのように改善するか伺う。

### 3 今後の取組について

生活保護の申請をためらうことはない。また、扶養照会は義務ではないことを国は示した。これらの明示を受け、今後の牧之原市の生活保護の扱いが生活困難者に対する最後のセーフティネットの役割であることを期待する。生活困難者が利用しやすい制度としてもらいたいがいかがか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	7-2	藤野 守
★件名		特別障害者手当について

市のホームページを開くと「特別障害者手当」の説明がある。しかし、この制度は一般に周知されていない制度であると言われている。制度の名称からは障がい者の分野との印象を持つ。介護保険による要介護度では認定していないが、要介護度4、5で国の認定基準に該当し、認定される場合があるとする制度である。

牧之原市の本制度の取扱いの現状について伺う。

- 1 牧之原市における取扱いの件数と介護分野における取扱いは何件あるか伺う。
- 2 市では、要介護度4、5の在宅で常時介護している家族に対して家族介護手当支給事業を行っている。この中に特別障害者手当の対象となる人はいないか伺う。
- 3 市民に十分な周知がされていない制度である。今後、制度の内容について広く知らせるようにしていかなければならないと考えるがいかがか伺う。

(質問方式：一問一答)